

## 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成25年3月28日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と荒尾市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

### 別表第1（第3条関係）

#### 生活機能の強化に係る政策分野

##### 1 福祉

| 取組事項        | 取組内容   | 甲の役割   | 乙の役割  |
|-------------|--|--|---|
| 認知症施策の広域的推進 | 認知症高齢者等の行方不明者を早期に発見するため高齢者等SOSネットワークにおける協力体制づくりを進め、定住自立圏の圏域（以下「圏域」という。）において高齢者等が安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、高齢者等SOSネットワークの拡充を図り、高齢者等になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、取組の調整を図る。 | 甲と連携し、高齢者等SOSネットワークの拡充を図るとともに、乙の区域の関係機関との連携を図る。 |

##### 2 教育・文化

| 取組事項         | 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割   |
|--------------|---|---|--|
| 圏域内の図書館の相互利用 | 圏域内の図書館における相互利用を図り、圏域住民の教養の向上及び文化の発展に取り組む。また、図書館資料の情報等の共有化を図り、圏域住民が利用しやすい図書館サービスの推進を図る。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、甲の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図るとともに、取組の調整を行う。 | 甲と連携して、圏域内の図書館における情報等の共有化に取り組み、乙の住民をはじめ、圏域住民に対する図書館サービスの充実及び向上を図る。 |
| 圏域内の文        | 圏域内における文  | 文化事業に関する  | 文化事業に関する   |

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
| 化振興 | 化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。 | 情報を提供するとともに、乙と連携して文化事業に関する情報を収集し、集約し、及び発信する。また、乙及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。 | 情報を提供するとともに、甲と連携して文化事業に関する情報を収集し、及び発信する。また、甲及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。 |
|-----|--|--|--|

### 3 産業振興

| 取組事項              | 取組内容   | 甲の役割   | 乙の役割  |
|-------------------|--|--|---|
| 重要港湾三池港を活用した産業の振興 | 重要港湾である三池港の圏域内共有物流拠点としての整備や活用促進を図り、圏域経済の活性化及び産業の振興を推進する。 | 三池港港湾計画に基づく港湾整備を促進するために、事業主体である国や福岡県との連携を強化するとともに、地元関係者との調整を図る。また、三池港の利用を促進するために、マイポートみいけ利用促進協議会等へ参画し、定期航路の維持及び拡大を図るとともに、支援事業情報について、地場企業への情報発信を行う。さらに、乙に対し、三池港に関する各種情報を提供するとともに、圏域内の企業情報の共有化及び連携したポートセールスの展開により、港湾の活性化を図り産業の振興を推進する。 | 甲と協力し、圏域内の企業情報の共有化を図り、ポートセールスに協力する。また、甲が参画するマイポートみいけ利用促進協議会等で実施する支援事業情報について、地場企業への情報発信を行うとともに、企業育成を通じた産業の振興を推進する。 |
| 中小企業の振興           | 産官と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校（以下「有明工業高等専門学校」という。）との交流事   | 有明広域産業技術振興会を中心に、乙及び関係機関と連携して、圏域における産官と有明工業高等専門学校との交流事  | 有明広域産業技術振興会を中心に、甲及び関係機関と連携して、産学官の連携及び協力の推進を図り、圏域の中小企業   |

|         |  |  |  |
|---------|--|--|--|
|         | 業を実施し、圏域の産学官の連携及び協力の推進を図る。また、圏域の中小企業の振興及び発展を図るとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。さらに、民間人材を活用した圏域の振興を図るため、圏域における民間人材に対し、専門性の高い講座やセミナーの開催による新たな技術の取得の機会の提供などの取組を推進する。 | 業を実施し、産学官の連携及び協力の推進並びに調整を図る。また、圏域の中小企業の振興及び発展に取り組む。さらに、乙と連携して圏域全体の振興を図るため、専門性の高い講座やセミナーを開催し、民間人材の育成を図るとともに、取組の調整を図る。 | の振興及び発展に取り組むとともに、圏域の課題に関する調査及び研究を行う。さらに、甲が実施する講座の受講生やセミナーの参加者の募集を行うとともに、甲の取組を支援し、民間人材の育成を図る。 |
| 雇用の促進   | 圏域の企業の情報発信や関係機関との連携などにより、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。   | 乙及び関係機関と連携して、圏域の企業の求人情報等の収集や情報交換を行い、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。  | 甲及び関係機関と連携して、圏域の企業の求人情報等の収集や情報交換を行い、圏域住民等の就業機会の創出を図るとともに、圏域の企業の人材確保を推進する。                    |
| 鳥獣害防止対策 | 圏域内の農業被害を軽減し、山村の機能を保全するため、甲及び乙の慣例による地域における有害鳥獣対策を行うとともに、必要に応じて、圏域内における連携した鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策を総合的に進める。  | 関係住民等との連携を図り、乙と鳥獣被害に関する情報交換を行う。また、必要に応じて、乙と共同して鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策に取り組むとともに、取組の調整を図る。                             | 関係住民等との連携を図り、甲と鳥獣被害に関する情報交換を行う。また、必要に応じて、甲と共同して鳥獣害防止対策を行い、被害の軽減及び防止対策に取り組む。                  |

#### 4 その他

| 取組事項  | 取組内容     | 甲の役割     | 乙の役割     |
|-------|----------|----------|----------|
| 環境保全活 | 環境意識の啓発に | 乙と連携し、圏域 | 甲と連携し、圏域 |

|                 |  |   |   |
|-----------------|--|---|---|
| 動の推進            | 連携して取り組み、圏域内の環境意識向上を図るとともに、CO2の削減に資する再生可能エネルギーの利用促進等を図る。           | 住民や事業者への環境意識啓発などに取り組む。また、再生可能エネルギー等の利用に向けた啓発等に取り組む。 | 住民や事業者への環境意識啓発などに取り組む。また、再生可能エネルギー等の利用に向けた啓発等に取り組む。 |
| 可燃ごみ中間処理施設の管理運営 | 経済圏、生活圏を同じくする甲及び乙の区域内における可燃ごみの処理業務を共同で実施する。                        | 規約に基づく負担割合により算定された、可燃ごみ中間処理施設の管理運営に必要な経費を負担する。      | 規約に基づく負担割合により算定された、可燃ごみ中間処理施設の管理運営に必要な経費を負担する。      |
| 安全な水の安定供給       | 将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、良好な水質を確保するとともに、施設の適正な整備・維持管理を行い、効率的な事業運営を図る。 | 浄水場の維持管理を適正に行うため、委託業務のモニタリングの強化、水道技術力の向上を図る。        | 浄水場の維持管理を適正に行うため、委託業務のモニタリングの強化、水道技術力の向上を図る。        |

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

| 取組事項              | 取組内容   | 甲の役割   | 乙の役割  |
|-------------------|--|--|---|
| 地域公共交通の維持確保及び利用促進 | 圏域内の通勤や通学、通院等の利便性の向上を図るため、圏域内を結ぶ鉄道等の公共交通ネットワークの強化を図るとともに、関係機関等と連携して公共交通機関の維持確保及び利用促進に取り組む。 | 乙及び関係機関等と連携して、公共交通の結節点となる鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、バス事業者への運行支援を行うとともに、公共交通ネットワークの強化に関する取組の調整を図る。また、JR鹿児島本線の利便性の確 | 甲及び関係機関等と連携して、主要な鉄道駅への交通アクセスの充実及び利便性の確保を図るため、一般乗合旅客自動車運送事業者への運行支援を行う。また、JR鹿児島本線の利便性の確保に向けた関係機関への働きかけや、利用促進のための普及・啓発 |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  |  | 保に向けた関係機関への働きかけや、利用促進のための普及・啓発活動を行うとともに異なる事業者が運行する路線バスや鉄道、路線バスの乗り継ぎに関する情報発信を行う。 | 活動を行うとともに異なる事業者が運行する路線バスや鉄道、路線バスの乗り継ぎに関する情報発信を行う。 |
|--|--|---|---|

## 2 道路等の交通インフラの整備

| 取組事項    | 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割  |
|---------|---|---|---|
| 道路整備の促進 | 圏域内の道路交通のネットワーク化を図るため、国、福岡県、熊本県等の関係機関と連携して、圏域に必要な道路網の整備に取り組む。 | 乙及び国、福岡県等の関係機関との連携を図り、地域高規格道路有明海沿岸道路や主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内のアクセスの向上のための道路整備に取り組むほか、道路交通のネットワーク化を図るための調整を行う。 | 甲及び国、熊本県等の関係機関との連携を図り、地域高規格道路有明海沿岸道路や主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内のアクセスの向上のための道路整備に取り組む。 |

## 3 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

| 取組事項             | 取組内容  | 甲の役割  | 乙の役割   |
|------------------|---|---|--|
| 地域資源をいかした広域観光の振興 | 圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源の積極的な活用並びに情報発信を行うとともに、観光プロモーションの実施により地域資源の魅力向上と交流人口の増加を促進する。 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源を積極的に活用し、観光振興に資する事業や共同での情報発信を行う。また、観光プロモーション事業を行うとともに、取組の調整を図る。 | 甲と連携し、圏域内に存在する様々な観光資源及び地域資源を積極的に活用し、観光振興に資する事業や共同での情報発信を行うとともに、観光プロモーション事業を行う。 |

## 4 その他

| 取組事項                 | 取組内容   | 甲の役割  | 乙の役割  |
|----------------------|--|---|---|
| 安心・安全情報システムの運用       | 災害や犯罪に強い、安心で安全なまちづくりを推進するため、甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール配信サービス「愛情ねっと」について、相互に連携して安定的な運営を図る。 | 甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール配信サービス「愛情ねっと」を活用し、甲の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を配信するとともに、乙と連携してシステムの安定的な運営を図る。 | 甲及び乙が実施している災害や暮らしの安心・安全に関する情報のメール配信サービス「愛情ねっと」を活用し、乙の区域内における災害や暮らしの安心・安全に関する情報を配信するとともに、甲と連携してシステムの安定的な運営を図る。 |
| コミュニティ放送を活用した地域情報の発信 | 圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資するため、甲の区域内にあるコミュニティ放送局を活用し、圏域住民及び来訪者に対し地域情報を発信する。                              | 乙と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。   | 甲と連携し、圏域住民の生活及び圏域内外の交流に資する行政情報をはじめとする地域情報を積極的に発信する。   |
| 危機管理体制の強化            | 圏域内における災害を想定した実務的な研修や意見交換、大規模感染症等発生時における情報共有等の連携を図るなど、圏域内の危機管理体制の強化を図る。                          | 圏域内における災害を想定した実務的な研修会や災害時の連携を図るための意見交換会について、企画及び運営を行う。また、大規模感染症等発生時における情報共有等の連携を図る。                           | 圏域内における災害を想定した実務的な研修会や災害時の連携を図るための意見交換会について、甲と協力して実施する。また、大規模感染症等発生時における情報共有等の連携を図る。                          |
| 業務効率化の推進             | 圏域内での情報交換等を実施し、ICTの活用等による業務効率化の推進を図る。  | 他自治体や民間事業者の動向について情報を収集するとともに、圏域内で情報交換等を行い、ICTの活用等による業務効率化の推進を図る。  | 他自治体や民間事業者の動向について情報を収集するとともに、ICTの活用等による業務効率化の推進を図る。   |

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1

通を保有する。

令和2年11月8日

甲) 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市

(代表者) 市長

乙) 熊本県荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

(代表者) 市長